

請願審査資料

○2年 請願 第9号	ページ
自衛隊への市民の個人情報に記載した名簿の提供反対について	…… 1
○2年 請願 第10号	
自衛隊への市民の個人情報に記載した名簿の提供の中止について	…… 3
○2年 請願 第12号	
自衛官募集のための住民基本情報の一括提供の撤回について	…… 5
○3年 請願 第7号	
閲覧、書き写しも含めて、住民基本台帳から18歳、22歳の個人情報を 自衛隊に渡さないことについて	…… 7

令和3年7月20日

市 民 局

1-1 請願事項

2年 請願 第9号(令和2年3月 23 日受理)

自衛隊への市民の個人情報を記載した名簿の提供反対について

- ① 自衛隊へ 18 歳及び 22 歳の市民の個人情報を記載した名簿の一括提供を行わないこと。

1-2 現況等

(1) 根拠規定等について

- 福岡市では、自衛隊法第 97 条第 1 項において「(略) 市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とされていることから、自衛官等募集事務を、地方自治法施行令における第 1 号法定受託事務として実施している。
- 自衛隊への募集対象者情報の提供は、自衛隊法施行令第 120 条の「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、(略) 市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」との規定に基づく、防衛大臣からの協力依頼に対し、できる範囲での協力を行っている。

(2) 令和元年度までの取扱いについて

- 募集対象者情報の提供については、以前の住民記録システムには住民基本台帳から対象者を抽出するための機能がなかったため、紙媒体での提供は、各区市民課職員が手作業で対象者を抽出する必要があったこと、また、個人情報の目的外利用に該当するため、個人情報保護の観点から検討等を行う必要があったことから、住民基本台帳法第 11 条に基づく住民基本台帳の閲覧による対応を行っていたところである。

(3) 福岡市個人情報保護審議会への諮問及び答申について

- 令和 2 年 1 月に住民記録システムの刷新を行い、住民基本台帳の情報から、生年月日等一定の条件に該当する対象者の抽出が可能となったため、法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、防衛省を含む国や地方公共団体からの閲覧申請については、紙媒体等での資料提出を行う方向で検討し、令和 2 年 1 月に個人情報の公益上の取扱いについて、福岡市個人情報保護審議会へ諮問を行った。
- 審議会においては、自衛隊の担う役割の重要性も含め総合的に審議され、令和 2 年 2 月に、自衛隊への募集対象者情報の提供は「公益上の必要性が認められるものと判断する」との答申を受けた。

(4) 令和 2 年度以降の取扱いについて

- 審議会の答申を踏まえ、令和 2 年度から、自衛隊からの申請を審査し、紙

媒体による名簿の提供を行っている。

- なお、福岡市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、審議会において公益性が認められたことから、本人の同意は必要ないが、答申の付帯意見を踏まえ、情報提供を望まない方について、本人の申し出により、名簿から除外する措置を実施しており、市政だよりや市ホームページなどで広く周知を図っているほか、提供した情報については、市と自衛隊の間で「募集対象者情報の取扱いに関する協定」（以下「取扱い協定」という。）を締結し、自衛官及び自衛官候補生の募集に係る事務に限定して使用することなど、適正な管理の徹底を図っており、より個人情報の保護に配慮している。

1-3 請願に対する考え方

- 福岡市においては、自衛隊法第97条第1項に規定される自衛官等募集事務を、法定受託事務として実施しており、自衛隊への募集対象者情報の提供は、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの協力依頼に対し実施している。
- 募集対象者情報の提供は、個人情報の目的外使用に当たることから、福岡市個人情報保護条例に基づき、福岡市個人情報保護審議会に諮り、「公益上の必要性が認められる」との答申を受け実施しているものであり、答申の付帯意見を踏まえ、除外措置について市政だよりや市ホームページなどで広く周知を図っているほか、取扱い協定を締結するなど、管理の徹底を図っており、個人の権利利益の侵害に当たらないと考えている。
- また、従前は、閲覧によりすべての住民の情報を見ることができる状態であったものから、名簿の提供は、システムの刷新により、対象者のみに絞った情報に限定するとともに、情報提供を望まない方を除外することとしており、より個人情報の保護に配慮している。
- 引き続き、関係法令及び取扱い協定に基づき実施していく。

2-1 請願事項

2年 請願 第 10 号(令和2年3月 24 日受理)

自衛隊への市民の個人情報に記載した名簿の提供の中止について

- ① 18歳及び22歳の市民の個人情報を自衛隊に閲覧させること並びに個人情報を記載した名簿の一括提供をやめること。

2-2 現況等

(1) 根拠規定等について

- 福岡市では、自衛隊法第97条第1項において「(略)市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とされていることから、自衛官等募集事務を、地方自治法施行令における第1号法定受託事務として実施している。
- 自衛隊への募集対象者情報の提供は、自衛隊法施行令第120条の「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、(略)市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」との規定に基づく、防衛大臣からの協力依頼に対し、できる範囲での協力を行っている。

(2) 令和元年度までの取扱いについて

- 募集対象者情報の提供については、以前の住民記録システムには住民基本台帳から対象者を抽出するための機能がなかったため、紙媒体での提供は、各区市民課職員が手作業で対象者を抽出する必要があったこと、また、個人情報の目的外利用に該当するため、個人情報保護の観点から検討等を行う必要があったことから、住民基本台帳法第11条に基づく住民基本台帳の閲覧による対応を行っていたところである。

(3) 住民基本台帳法第11条に基づく閲覧について

- 住民基本台帳法第11条において、国又は地方公共団体の機関による、法令で定める事務の遂行のための住民基本台帳の一部の写しの閲覧について規定されており、自衛隊法第29条第1項及び第35条の規定に基づき、自衛隊が閲覧を行っていたもの。

(4) 福岡市個人情報保護審議会への諮問及び答申について

- 令和2年1月に住民記録システムの刷新を行い、住民基本台帳の情報から、生年月日等一定の条件に該当する対象者の抽出が可能となったため、法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、防衛省を含む国や地方公共団体からの閲覧申請については、紙媒体等での資料提出を行う方向で検討し、令和2年1月に個人情報の公益上の取扱いについて、福岡市個人情報保護審議会へ諮問を行った。

- 審議会においては、自衛隊の担う役割の重要性も含め総合的に審議され、令和2年2月に、自衛隊への募集対象者情報の提供は「公益上の必要性が認められるものと判断する」との答申を受けた。

(5) 令和2年度以降の取扱いについて

- 審議会の答申を踏まえ、令和2年度から、自衛隊からの申請を審査し、紙媒体による名簿の提供を行っている。
- なお、福岡市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、審議会において公益性が認められたことから、本人の同意は必要ないが、答申の付帯意見を踏まえ、情報提供を望まない方について、本人の申し出により、名簿から除外する措置を実施しており、市政だよりや市ホームページなどで広く周知を図っているほか、提供した情報については、市と自衛隊の間で取扱い協定を締結し、自衛官及び自衛官候補生の募集に係る事務に限定して使用することなど、適正な管理の徹底を図っており、より個人情報の保護に配慮している。

2-3 請願に対する考え方

- 福岡市においては、自衛隊法第97条第1項に規定される自衛官等募集事務を、法定受託事務として実施しており、自衛隊への募集対象者情報の提供は、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの協力依頼に対し実施している。
- 募集対象者情報の提供は、個人情報の目的外使用に当たることから、福岡市個人情報保護条例に基づき、福岡市個人情報保護審議会に諮り、「公益上の必要性が認められる」との答申を受け実施しているものであり、答申の付帯意見を踏まえ、除外措置について市政だよりや市ホームページなどで広く周知を図っているほか、取扱い協定を締結するなど、管理の徹底を図っており、個人の権利利益の侵害に当たらないと考えている。
- また、従前は、閲覧によりすべての住民の情報を見ることができる状態であったものから、名簿の提供は、システムの刷新により、対象者のみに絞った情報に限定するとともに、情報提供を望まない方を除外することとしており、より個人情報の保護に配慮している。
- 引き続き、関係法令及び取扱い協定に基づき実施していく。
- なお、自衛隊が自衛隊法による自衛官等募集事務のために、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を行うことは、住民基本台帳法第11条に基づき認められる。

3-1 請願事項

2年 請願 第12号(令和2年3月24日受理)

自衛官募集のための住民基本情報の一括提供の撤回について

- ① 自衛官募集のための18歳及び22歳の市民の住民基本情報の一括提供を撤回すること。

3-2 現況等

(1) 根拠規定等について

- 福岡市では、自衛隊法第97条第1項において「(略)市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とされていることから、自衛官等募集事務を、地方自治法施行令における第1号法定受託事務として実施している。
- 自衛隊への募集対象者情報の提供は、自衛隊法施行令第120条の「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、(略)市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」との規定に基づく、防衛大臣からの協力依頼に対し、できる範囲での協力を行っている。

(2) 令和元年度までの取扱いについて

- 募集対象者情報の提供については、以前の住民記録システムには住民基本台帳から対象者を抽出するための機能がなかったため、紙媒体での提供は、各区市民課職員が手作業で対象者を抽出する必要があったこと、また、個人情報目的外利用に該当するため、個人情報保護の観点から検討等を行う必要があったことから、住民基本台帳法第11条に基づく住民基本台帳の閲覧による対応を行っていたところである。

(3) 福岡市個人情報保護審議会への諮問及び答申について

- 令和2年1月に住民記録システムの刷新を行い、住民基本台帳の情報から、生年月日等一定の条件に該当する対象者の抽出が可能となったため、法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、防衛省を含む国や地方公共団体からの閲覧申請については、紙媒体等での資料提出を行う方向で検討し、令和2年1月に個人情報の公益上の取扱いについて、福岡市個人情報保護審議会へ諮問を行った。
- 審議会においては、自衛隊の担う役割の重要性も含め総合的に審議され、令和2年2月に、自衛隊への募集対象者情報の提供は「公益上の必要性が認められるものと判断する」との答申を受けた。

(4) 令和2年度以降の取扱いについて

- 審議会の答申を踏まえ、令和2年度から、自衛隊からの申請を審査し、紙

媒体による名簿の提供を行っている。

- なお、福岡市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、審議会において公益性が認められたことから、本人の同意は必要ないが、答申の付帯意見を踏まえ、情報提供を望まない方について、本人の申し出により、名簿から除外する措置を実施しており、市政だよりや市ホームページなどで広く周知を図っているほか、提供した情報については、市と自衛隊の間で取扱い協定を締結し、自衛官及び自衛官候補生の募集に係る事務に限定して使用することなど、適正な管理の徹底を図っており、より個人情報の保護に配慮している。

3-3 請願に対する考え方

- 福岡市においては、自衛隊法第97条第1項に規定される自衛官等募集事務を、法定受託事務として実施しており、自衛隊への募集対象者情報の提供は、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの協力依頼に対し実施している。
- 募集対象者情報の提供は、個人情報の目的外使用に当たることから、福岡市個人情報保護条例に基づき、福岡市個人情報保護審議会に諮り、「公益上の必要性が認められる」との答申を受け実施しているものであり、答申の付帯意見を踏まえ、除外措置について市政だよりや市ホームページなどで広く周知を図っているほか、取扱い協定を締結するなど、管理の徹底を図っており、個人の権利利益の侵害に当たらないと考えている。
- また、従前は、閲覧によりすべての住民の情報を見ることができる状態であったものから、名簿の提供は、システムの刷新により、対象者のみに絞った情報に限定するとともに、情報提供を望まない方を除外することとしており、より個人情報の保護に配慮している。
- 引き続き、関係法令及び取扱い協定に基づき実施していく。

4-1 請願事項

3年 請願 第7号(令和3年3月25日受理)

閲覧、書き写しも含めて、住民基本台帳から18歳、22歳の個人情報を自衛隊に渡さないことについて

- ① 18歳と22歳の若者の個人情報を名簿にして自衛隊に渡さないこと。
- ② 2020年6月5日に提供した名簿を、自衛隊から取り返すこと。その際、同年4月1日に自衛隊と締結した募集対象者情報の取扱いに関する協定第1条ないし第5条の各項目について、自衛隊に実施状況を報告させ、監査すること。
- ③ 市の意思として名簿を渡さないことを前提に、募集対象者情報の取扱いに関する協定を破棄すること。

4-2 現況等

(1) 根拠規定等について

- 福岡市では、自衛隊法第97条第1項において「(略)市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とされていることから、自衛官等募集事務を、地方自治法施行令における第1号法定受託事務として実施している。
- 自衛隊への募集対象者情報の提供は、自衛隊法施行令第120条の「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、(略)市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」との規定に基づく、防衛大臣からの協力依頼に対し、できる範囲での協力を行っている。

(2) 令和元年度までの取扱いについて

- 募集対象者情報の提供については、以前の住民記録システムには住民基本台帳から対象者を抽出するための機能がなかったため、紙媒体での提供は、各区市民課職員が手作業で対象者を抽出する必要があったこと、また、個人情報の目的外利用に該当するため、個人情報保護の観点から検討等を行う必要があったことから、住民基本台帳法第11条に基づく住民基本台帳の閲覧による対応を行っていたところである。

(3) 福岡市個人情報保護審議会への諮問及び答申について

- 令和2年1月に住民記録システムの刷新を行い、住民基本台帳の情報から、生年月日等一定の条件に該当する対象者の抽出が可能となったため、法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、防衛省を含む国や地方公共団体からの閲覧申請については、紙媒体等での資料提出を行う方向で検討し、令和2年1月に個人情報の公益上の取扱いについて、福岡市個

個人情報保護審議会へ諮問を行った。

- 審議会においては、自衛隊の担う役割の重要性も含め総合的に審議され、令和2年2月に、自衛隊への募集対象者情報の提供は「公益上の必要性が認められるものと判断する」との答申を受けた。

(4) 令和2年度以降の取扱いについて

- 審議会の答申を踏まえ、令和2年度から、自衛隊からの申請を審査し、紙媒体による名簿の提供を行っている。

- なお、福岡市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、審議会において公益性が認められたことから、本人の同意は必要ないが、答申の付帯意見を踏まえ、情報提供を望まない方について、本人の申し出により、名簿から除外する措置を実施しており、市政だよりや市ホームページなどで広く周知を図っているほか、提供した情報については、市と自衛隊の間で取扱い協定を締結し、自衛官及び自衛官候補生の募集に係る事務に限定して使用することなど、適正な管理の徹底を図っており、より個人情報の保護に配慮している。

(5) 令和2年度に提供した募集対象者情報の廃棄について

- 令和2年6月5日に自衛隊へ提供した募集対象者情報は、取扱い協定第5条に基づき、自衛隊においてシュレッダー処理により裁断され、その状況が確認できる写真を貼付した報告書の提出を受け、適正に廃棄されたことを確認している。

4-3 請願に対する考え方

(1) 請願事項①について

- 福岡市においては、自衛隊法第97条第1項に規定される自衛官等募集事務を、法定受託事務として実施しており、自衛隊への募集対象者情報の提供は、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの協力依頼に対し実施している。

- 募集対象者情報の提供は、個人情報の目的外使用に当たることから、福岡市個人情報保護条例に基づき、福岡市個人情報保護審議会に諮り、「公益上の必要性が認められる」との答申を受け実施しているものであり、答申の付帯意見を踏まえ、除外措置について市政だよりや市ホームページなどで広く周知を図っているほか、取扱い協定を締結するなど、管理の徹底を図っており、個人の権利利益の侵害に当たらないと考えている。

- また、従前は、閲覧によりすべての住民の情報を見ることができた状態であったものから、名簿の提供は、システムの刷新により、対象者のみに絞った情報に限定するとともに、情報提供を望まない方を除外することとし

ており、より個人情報の保護に配慮している。

○引き続き、関係法令及び取扱い協定に基づき実施していく。

(2) 請願事項②について

○令和2年度に提供した募集対象者情報は、既に自衛隊において適正に廃棄されている。

○自衛隊へ提供した募集対象者情報は、取扱い協定に基づき、自衛隊において適正に使用されているものと認識している。

(3) 請願事項③について

○審議会の答申における付帯意見を踏まえ、自衛隊に提供する募集対象者情報の取扱いについて、目的外利用の禁止等の情報管理の徹底や、事務終了後の確実な廃棄及び報告を求める取扱い協定を締結しており、引き続き、関係法令及び取扱い協定に基づき実施していく。